

印西教学第887号
印西教指第1217号
令和4年10月31日

保護者 様

印西市教育委員会学務課長
印西市教育委員会指導課長

今後の市内小中学校における教育活動の実施について（依頼）

千葉県教育委員会から、国による新型コロナウイルス感染症への対応が変更されつつある中で、県内の各学校における教育活動についても宣言の緩和を推進し、県全体の教育活動の一層の充実に努めたいとの考えが示されました。これを踏まえ、11月1日以降の教育活動について、下記のとおりといたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

学校においては、今後も、必要な感染症対策を継続してまいります。ご家庭におかれましても、感染症対策や児童生徒の健康観察等についてご協力をお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策の継続について

引き続き、健康観察及び基本的な感染症対策を継続しながら、学校規模や感染状況に応じた判断のもと、これまで制限していた行事等を従来の実施形態に戻すなど、教育活動の充実に図ってまいります。

2 学習活動等について

一部の対応について、次のとおり変更します。

(1) 部活動

- ・休日（休業日）の活動について、昼食を挟んでの時間設定を認めます。
- ・宿泊を伴う活動の実施を認めます。

(2) 外部からの来校者（児童生徒・教職員以外の者）について

- ・マスクの着用が必要な場面*では着用をお願いします。

*マスクの着用が必要ない場合

＜屋外＞人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合

＜屋内＞人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合

- ・学校行事等への保護者等の参加や地域への公開については、必要な感染症対策を行った上で、通常どおり実施することを認めます。

(3) 校外学習等（修学旅行、社会科見学、自然体験活動等）について

- ・訪問先の感染状況等に十分留意し、必要な感染症対策を行った上で通常どおり実施し

ます。ただし、感染状況によっては直前でも中止または延期の判断をするなど慎重に対応することとします。

3 児童生徒の出席停止等の取扱いについて

(1) お子様や同居する家族が、次の事項のいずれかに当てはまる場合は、お子様の登校を控えてください。また、その旨を必ず学校へご連絡ください。この場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。

①児童生徒本人について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査や抗原検査を受ける
- ・濃厚接触者（感染リスクが高い者）とされた
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある ※ワクチン接種による副反応も含む 等

※花粉症等のアレルギー疾患等による症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある場合の登校については、学校に相談してください。

②同居する家族について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査を受ける
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている 等

※同居する家族に発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある場合や、家庭外での接触により濃厚接触者となったり行政検査の対象者となったりした場合には、児童生徒本人の体調が良好であれば登校して構いません。なお、念のため登校を控える場合は、欠席扱いとしません。

(2) 新型コロナウイルス感染症の疑いがなくとも、次の理由により学校を休む場合、その旨を学校へご連絡ください。その場合は、欠席扱いとしません。

- ・感染不安（合理的な理由*があると校長が判断する場合）

*同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、ほかに手段がない場合などが合理的な理由となります。

- ・本人のワクチン接種

※発熱などにより新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関等への相談をお願いします。

※登校の判断に際しては、くれぐれも慎重にご対応くださるようお願いいたします。

4 児童生徒等が感染した場合の対応について

(1) 児童生徒や教職員の感染が判明し、学校での感染拡大のおそれがある（感染リスクの高い者の特定が必要となる）場合には、学校での行動履歴を調査*します。調査結果から、保健所が示す基準に基づき教育委員会と学校で協議し、感染リスクの高い者の有無を判断します。

*学校での行動履歴の調査が必要な期間は、発症日（無症状の場合は検査日）の2日前までで感染者が登校した日とされています。

- (2) 児童生徒の感染が判明した際は、速やかに学校への連絡*をお願いします。併せて、学童クラブや習い事等、下校後や休日の活動で感染の影響が心配される方や施設へも、ご家庭から連絡をお願いします。

*学校への電話が繋がらない場合は、学校からお知らせされているメールアドレスへのメール送信での連絡をお願いします。

- (3) 感染者は、発症日を0日目とし、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過後（症状がない場合は、検体採取日を0日目とし、7日間経過後）まで自宅等で療養することとなります。療養終了をもって児童生徒の登校が可能となります。
- (4) 同居家族に感染が判明する等で、児童生徒が濃厚接触者となった場合、感染者との最終接触日*¹から原則5日間*²は自宅待機等を行うこととなるため、登校はできません。待機期間中に発熱等の症状が出現した場合は、かかりつけ医等に相談するとともに、学校へもご連絡ください。

* 1 感染者が同居家族の場合は、感染者の発症日、または住居内で感染対策（マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策）を講じた日のいずれか遅い方となります。

* 2 抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）により2、3日目に検査し、陰性であった場合は3日目から解除可能

- (5) 児童生徒等の感染状況により、感染拡大防止のための臨時休業（全校、学年、学級）を行う場合があります。臨時休業の実施に当たっては、感染者数や体調不良者数、活動の状況、教室環境等を踏まえて、その都度、臨時休業が必要な範囲や期間を判断し決定します。連絡メール等での急なお知らせとなる場合がありますが、ご理解をお願いします。